

衆議院国土交通委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 5 月 20 日（金）、第 14 回の委員会が開かれました。

- 1 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第 61 号）
 - ・ 齊藤国土交通大臣、中山国土交通副大臣、岩田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
 - （質疑者） 福田昭夫君（立民）、神津たけし君（立民）、藤岡隆雄君（立民）、枝野幸男君（立民）、小宮山泰子君（立民）、小林茂樹君（自民）、伊藤渉君（公明）、高橋英明君（維新）、山本剛正君（維新）、古川元久君（国民）、高橋千鶴子君（共産）、福島伸享君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

福田昭夫君（立民）

- （1） 建築物省エネ法等改正案
 - ア 建築物のエネルギー消費性能の向上のため鳥取県の取組を参考に住宅性能表示制度の断熱等性能等級 5 を引き上げる必要性
 - イ 外皮基準の評価において、従来の断熱材とともに遮熱シートの併用を検討する必要性
 - ウ 三重ガラスが高価であるため、窓での遮熱シールの活用や気密性を高めるための材料の活用を検討する必要性
 - エ 建築物における再生可能エネルギー（再エネ）利用の促進のため、技術開発により太陽光パネルと家庭用蓄電池の価格を低廉化させる必要性
- （2） F I T（固定価格買取制度）における再エネ賦課金を均一でなく電気使用量に応じた累進性とする必要性
- （3） 昨年の地球温暖化対策計画で定めた 2030 年度のエネルギー消費量削減目標を前倒しして実現する必要性
- （4） 家庭や業務用の電力は自家消費型太陽光発電と蓄電池で賄うことにより電力会社の電力供給の負担を軽減することについての見解
- （5） 平成 22 年 12 月の日本航空株式会社の整理解雇
 - ア 日本航空株式会社の整理解雇に係る争議の解決に向けた大臣の所見
 - イ 国土交通省が問題解決に関与する必要性
 - ウ 同社のパイロットや客室乗務員の新規採用が、国際労働機関（I L O）166 号勧告の再雇用に係る優先権に抵触していることの認識の有無
 - エ 同社が I L O から受けた 4 度の勧告の実施に向け、問題解決のために国土交通省が対応を行う必要性

神津たけし君（立民）

- （1） 建築物省エネ法等改正案の目的
 - ア 法改正の目的及び将来世代に向け脱炭素を図る責任についての大臣の見解
 - イ 法改正は、建築分野における脱炭素の推進のためか、建築物省エネ法の目的規定にある「建築物におけるエネルギー消費量が著しく増加している」ためかの確認
- （2） 建築物分野における温室効果ガス排出削減目標
 - ア 削減目標の達成に向けた具体的な計画
 - イ 各年度における削減の道筋を示した計画の有無
 - ウ 具体的な計画を早期に明らかにする必要性

- (3) 建築物省エネ基準適合義務の対象範囲の拡大
 - ア 住宅に対する現行省エネ基準への適合義務化の時期、最近の新築住宅における基準適合率
 - イ 住宅に対する現行省エネ基準への適合義務化による温室効果ガス削減目標の達成の可否
- (4) 現行の建築物省エネ基準よりも高い断熱等性能の確保
 - ア 政省令によって、又は地方自治体の判断によって、前倒しで現行基準よりも高い水準の断熱等性能等級の確保を義務付けることの可否
 - イ 省エネ性能向上による光熱費削減以外の副次的効果の研究に対して予算を充当する予定の有無
 - ウ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置における非課税限度額上乘せの対象を現行基準より高い断熱等性能等級5以上に限定する必要性
- (5) 建築物省エネ法改正後における伝統的構法による住宅に対する特例措置の有無とその根拠となる規定
- (6) 知床遊覧船事故の運航会社に係る書類から確認できる問題点
 - ア 代表者の変更登記がなされてから10か月たった後に変更報告書が地方運輸局に提出されたことの是非
 - イ 視程が悪く運航基準に抵触しているにもかかわらず出航したことが運航記録簿に記載されていることに対する見解
 - ウ 安全確保のため、船員は2名以上で営業する必要性
 - エ 運航会社に係る書類から確認できる問題点を踏まえ、他の遊覧船についても書類の確認によって危険な事業者を特定し、指導する必要性

藤岡隆雄君（立民）

- (1) 建築物分野における温室効果ガス排出削減目標を達成するための削減量の試算
 - ア 温室効果ガス排出削減目標を達成するために必要な既存住宅の省エネ改修の想定戸数（以下「既存住宅改修目標」という。）
 - イ 既存住宅改修目標（年間25万戸）の達成に向けた対応方針
 - ウ 公営住宅及びUR賃貸住宅の年間5万戸の改修は、補助金や金融支援で推進することの確認
 - エ 既存住宅改修目標を実現するために追加で必要となる年間約10万戸の改修のうち、公営住宅及びUR賃貸住宅を除いた5万戸の改修は、補助金で対応することで足りるという認識の有無
 - オ 既存住宅改修目標の確実な達成のための補助金や融資等の制度拡充の必要性
- (2) 本改正案におけるエネルギー消費性能表示の努力義務
 - ア 本改正案においてエネルギー消費性能表示の努力義務違反に対して不利益処分が課されることについての法制的な妥当性
 - イ 国土交通大臣が表示のルールを告示で定め、そのルールに従わない場合に勧告対象となる行為の範囲
 - ウ 努力して表示した者は罰せられる場合があるが、努力をせずに表示していない者は勧告を受けることがないという矛盾があるとすれば、本改正案の修正を行う必要性
 - エ 努力義務と勧告対象との関係性に対する政府の統一見解を示す必要性
 - オ 努力義務に違反して表示しない場合と表示をしたが告示に違反した場合とで勧告の処分基準として考慮される事情の違いの有無
- (3) 省エネ基準適合義務化等により住宅リフォームの営業が増えると考えられることを踏まえたリフォーム詐欺への対応方針及び悪質リフォームに関する注意喚起を国土交通省として行う必要性
- (4) 省エネリフォームの効果や省エネ住宅が健康によいことについて積極的に周知する必要性

枝野幸男君（立民）

- (1) 既存住宅の省エネ化を進めていく重要性についての国土交通省及び経済産業省における共有認識の有無
- (2) 公的賃貸住宅において年間5万戸の省エネ改修を進めた場合に、全ての公的賃貸住宅が省エネ基準を満たすまでに要する期間
- (3) 全ての公的賃貸住宅の省エネ基準の適合に向けて早期に達成できるよう、より高い目標を掲げ予算を確保する必要性
- (4) 住宅の部分的な断熱化に対する支援の有無
- (5) 断熱性能を高めるペンキや窓に貼るシール等の簡便な省エネ改修手法に対する支援及び同手法により既存住宅の部分的な省エネ改修を促進する可能性
- (6) 経済産業省において住宅の簡便な省エネ性能向上に資する技術を後押しし支援していく必要性及び技術を持つ小規模事業者への支援策

小宮山泰子君（立民）

- (1) 2階建て木造住宅の大規模修繕に伴う建築確認
 - ア 本改正案により建築確認が必要となる2階建て木造住宅の大規模修繕について、具体的に該当する工事の判断が特定行政庁によって違うことによって現場で混乱が生じないために行う、周知徹底や情報提供等の取組方針
 - イ 国土交通省として明確な大規模修繕の判断基準を特定行政庁等に提示する等の対応を行うことについての大臣の決意
- (2) 本改正案が施行された場合の省エネ改修対象棟数及び市場規模の想定
- (3) 悪質リフォームに係る相談件数等の被害実態の国土交通省による把握状況及び被害への対応状況
- (4) 悪質リフォーム等の防止に向けた国土交通省の今後の取組方針
- (5) 伝統的構法に基づく木造建築や気候風土適応住宅等の振興支援についての大臣の見解

小林茂樹君（自民）

- (1) 本改正案において建築物の省エネ対策を加速するために講じることとされている措置
- (2) 建築物の木質化を更に進めるために本改正案において行われる規制の見直しとそれによって期待される効果
- (3) ウッドショックの現状及びその対応のための安定的な木材確保に資する国産材の利用拡大に向けた関係省庁連携による木材利用促進への取組方針
- (4) 中高層建築物の木造率を高める方策並びに10階建てビルの下半分を鉄筋コンクリート造とし、上半分を木造とすることの可能性及びそのような事例の有無

伊藤渉君（公明）

- (1) 知床遊覧船事故を受け、事故抑止に必要な監査等の在り方と安全運航に努力している事業者の実態が利用者に分かりやすくなるための措置についての見解
- (2) 建築物省エネ法等改正案
 - ア 国産木材の安定供給に資する川上（山林所有者、森林組合等）と川下（製材業、工務店等）の良好な関係構築に係る林野庁の現状認識と政策の方向性
 - イ 本改正案によって今までにない木造建築物が今後登場する可能性
 - ウ 建設業界における技能者の確保及び育成並びに2024年からの働き方改革に向けての取組
 - エ 本改正案における伝統的構法を用いた小規模木造建築物等の構造計算の適合性審査の合理化について、具体的な内容及び構造の安全性を担保する方法

高橋英明君（維新）

(1) 建築物省エネ法等改正案

- ア 我が国全体の最終エネルギー消費量のうち建築分野が約3割を占めているとする根拠及びそのうち住宅が全体に占める割合
- イ 過度の対応が住宅建築コストの上昇を招き住宅取得を困難にすることについての大臣の所見
- ウ 住宅より製鉄所や電力会社等の省エネ対策の方が急務であるとの考え方に対する見解
- エ 省エネ基準適合のための設計に要する費用
 - a 省エネ基準適合のための設計に要する費用の反映のため国が費用の基準を設ける必要性
 - b 本改正案施行後建築士事務所の業務報酬基準を引き上げる可能性
- オ 住宅トップランナー制度
 - a 住宅トップランナー制度の対象となる事業者の選定方法
 - b 選定された事業者に求める省エネ基準の水準
 - c 大手事業者に適用がなされることによる中小事業者への影響
 - d 選定された事業者が供給する住宅に対する優遇措置の有無
- カ 建築確認における4号特例の概要及び本改正案における構造規制の合理化が同特例の縮小に逆行していることについての見解
- キ 伝統構法の構造計算に係る審査手続きの合理化についての概要及び実際に合理化される内容があるかの確認

(2) 建築物における木材利用

- ア 集成材及び無垢材の炭素貯蔵効果の差異
- イ ウッドショックで価格が高騰している中、建築用の国産材の利用状況及びその推移
- ウ ロシア産木材の利用状況及び国産材による代替の可能性

山本剛正君（維新）

(1) 本改正案の意義及び本改正案により見込まれる環境負荷軽減効果についての大臣の見解

(2) 形態規制の合理化

- ア 建築物の高さ制限、容積率及び建蔽率が設けられている理由
- イ 省エネを目的とした形態規制の合理化によって、建築物の安全性が担保されなくなる懸念についての見解
- ウ 本改正案において特例許可制度の対象として定める「構造上やむを得ないもの」の定義
- エ 特例許可制度の規定が建築物のそれぞれの構造に起因する不公平感を助長してしまうとの懸念についての見解
- オ 特例許可制度が悪用されるとともに違法建築物を誘発する懸念及びその対応を答弁で明らかにする必要性
- カ 恣意的な運用を防ぐために、特例許可制度の対象を具体的に定める必要性についての大臣の見解

古川元久君（国民）

- (1) 建設資材価格高騰の状況を踏まえ、中小工務店の事業継続のための更なる支援策を講じる必要性
- (2) 既存住宅の省エネ性能向上に向けた取組方針
- (3) 大多数が省エネ基準を満たさない既存住宅の省エネ性能向上に向けた更なる対策の必要性
- (4) 世界情勢等により木材価格の上昇が懸念される中、本改正案に基づく木材利用の促進を図るため、木材高騰対策にも取り組む必要性

- (5) 大規模木造建築物の安全性確保のために定期的な防蟻対策を義務付ける必要性
- (6) 国民に対して本改正案成立後に内容を早期に周知する必要性に鑑みた具体的な周知方法
- (7) 改正後に中小工務店等の事務負担の増大が予想される中、申請事務の簡略化及び審査体制の整備を図る必要性
- (8) 資材等が高騰する中でも新築や増改築が促進されるよう、住宅建設に係る消費税の還付等の思い切ったインセンティブを付与する必要性

高橋千鶴子君（共産）

- (1) 政府全体の2030年度省エネ目標の引上げに伴い建築物分野の省エネ目標も引き上げられたが、構成比では減少している理由
- (2) 前回の法改正時に省エネ基準適合義務化を見送り、本改正案も今国会への提出を見送る考えであったが、建築分野は政府全体の目標達成の足を引っ張っていたのではないかとの懸念に対する見解
- (3) 住宅ストックのうち現行の省エネ基準である断熱等性能等級4を満たす住宅の割合及び新築住宅において現行の省エネ基準を満たしている住宅の割合
- (4) 既存住宅の省エネ化に関する目標及び新築時に当時の省エネ基準に適合していたが断熱等性能等級4以下である既存住宅の省エネ水準引上げについても目標に含むことについての見解
- (5) 義務化されていない時期に断熱化した建築物の省エネ基準の水準引上げに当たって再度支援を行う必要性
- (6) 個人経営のアパート等の賃貸共同住宅の省エネ性能の向上に対する更なる支援策の必要性
- (7) 断熱、省エネ性能の向上による健康への好影響について分かりやすい周知の必要性
- (8) 建築物再生可能エネルギー利用促進区域を設定する範囲及び既存住宅も含めた再エネ利用設備設置に対する支援策の内容
- (9) 建築物における再エネ設備の設置に当たり自家消費の推進の必要性
- (10) 資材の価格上昇及び納入の遅延等により、大手の住宅建築業者が優位となり中小工務店が圧迫されることのないよう適切な指導を行う必要性
- (11) 省エネ基準適合を自ら確認できる建築士の割合を向上させるため技術研修等を支援する必要性
- (12) 令和3年12月に発生した大阪市北区ビル火災
 - ア 大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会の設置の趣旨及び今後のスケジュール並びに緊急点検の結果の内容
 - イ 緊急点検の結果を踏まえ昭和49年の建築基準法改正前から存する建築物に対する制度改正等の対応の検討の有無

福島伸享君（有志）

- (1) 本改正案の提出経緯
 - ア 本改正案の提出を遅らせた理由
 - イ 他の法律案に対する本改正案の価値についての大臣の認識
- (2) 原則全ての新築住宅等に省エネ基準適合を義務付けることによる住宅需要及び住宅価格の増減、業界の構造の変化の見通し並びにそれらへの対応策
- (3) 本改正案におけるエネルギー消費性能表示の努力義務
 - ア エネルギー消費性能を表示しなかった場合の罰則の適用の有無
 - イ 自主的にエネルギー消費性能を表示しない事業者に対するエネルギー消費性能表示の告示に関する規定の適用の有無
 - ウ 一切表示を行わない販売事業者が罰則の対象になり得る旨の答弁の取消し又は条文修正の必要性